

2020年3月12日

(株)横浜スイミングセンター

ヨコハマスイミングクラブ(子供)会員保護者の皆様へ

臨時休業継続に伴うお客様対応基本指針について

日頃よりヨコハマスイミングクラブをご利用頂きまして誠にありがとうございます。
2020年3月16日(月)より営業再開を予定しておりましたが、政府からの要請や横浜市
の学校等の休校を継続することを鑑みて、当クラブも皆様の健康・安全を第一に考え、
新型コロナウイルスに伴う臨時休業を継続する事と致しました。
つきましては下記の通り基本指針を協議しましたのでお知らせ致します。

記

1. 臨時休業期間継続について

- ・2020年3月24日(火)まで臨時休業を継続致します。

2. 3月分月会費について

- ・2月分、3月分の練習振替は有効期限を2020年9月末迄延長致します。
(練習振替は混雑状況によりお断りすることもございますのでご了承下さい)
- ・振替制度のないクラス(ベビー・AB6・AB7・親子・育成3回以上・競泳)は3月分の
月会費は無料とし、4月以降の月会費に充当させて頂きます。

3. 3月末退会者について

- ・3月分の月会費は全額返金致します。(後日指定口座に振込予定)

4. 諸届について

- ・3月18日(水)～22日(日)フロントにて諸届受付いたします。(受付10:30～15:30)

※上記指針は2020年3月25日(水)より営業再開する事を前提とした指針となっておりますので決定事項ではございません。感染状況拡大に伴い休業期間が更に延長になる場合は22日(日)を目途にホームページにて最新情報をお知らせ致します。

以上